





倉吉森林計画区	
気高町	一林班(A小班に限る。)、一五林班(A小班に限る。)、一八林班(A小班からC小班に限る。)
泊村	五林班(B小班に限る。)、一一林班(A小班に限る。)、一三林班(A小班、B小班に限る。)
北条町	一林班内の松林(ただし、C小班、E小班、J小班、M小班、N小班を除く。)、二林班内の松林(B小班、C小班、F小班、K小班からN小班を除く。)、三林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、四林班(C小班、I小班、J小班、L小班、M小班に限る。)、五林班(E小班からG小班に限る。)
大栄町	一林班(F小班からJ小班に限る。)、二林班(C小班、D小班に限る。)

注1 鳥取森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十七年二月

鳥取県告示第二百八号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林

計画の林班番号である。

2 倉吉森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十四年二月

鳥取県告示第七十八号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森

林計画の林班番号である。

2 期間

昭和五十八年六月一日から同年七月十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一 の1のイに掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について航空機を利用して行う薬剤による防除を、同口に掲げる区域内において松

くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は当該樹木について地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとする時は、別に定める申請書を一の2に定める期間経過後速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

3 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の2に掲げる期間内に三の措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

4 知事は、3の措置を行つた場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けるべきこととなるべき損失補償金の額を超過るときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

鳥取県告示第四百四十八号

松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月十日



